

令和8年度みなかみ町浄化槽宅内配管工事費補助金制度について

1. 補助対象

【補助要件】*事前にご確認ください

- (1) 当該年度内に合併浄化槽を整備した者
- (2) 既設の単独浄化槽又は汲み取り槽が確認できること
- (3) 既設の単独浄化槽又は汲み取り槽を原則として撤去処分すること
- (4) みなかみ町の浄化槽設置整備事業により整備する浄化槽のうち転換設置した者であつて、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水管をいう）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管に係る工事をいう。以下「補助対象工事」という）であること
- (5) 当該年度末までに整備した合併浄化槽の使用が開始されること
- (6) 町税、国保税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道受益者分担金及び町営住宅家賃等の未納がない者

2. 補助金額（限度額）

補助対象工事に要した費用の額（上限330,000円）

*対象経費を考慮し、上記補助金額を予算の範囲内で交付します。

3. 申請方法

申請書類は、上下水道課上下水道係に提出して下さい。（遅くても着工予定1週間前）必ず交付決定を受けてから着工して下さい。郵送等による書類提出は受付できません。
*提出された書類を審査後に補助金交付の可否が決定されます。

4. 交付申請（提出部数1部）

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 建物平面図及び配置図（配管図）
- (4) 既設の単独処理浄化槽又は汲み取り槽の埋設状況写真
- (5) 当該補助対象工事（配管工事費）の見積書
- (6) 町税等の納税が確認できる書類
※みなかみ町浄化槽設置整備費補助金の申請時に提出している場合は不要
- (7) その他必要と認める書類

*申請内容に変更が生じた場合

申請内容を変更する場合は、必ず事前に連絡の上、変更等承認申請書(様式第3号)に変更内容を示す書類を添付し申請してください。

（工事着工前に申請し、承認の決定を必ず受けてください）

5. 実績報告（提出部数1部）

- （1）実績報告書
- （2）当該補助対象工事（配管工事費）の領収書（写し）
- （3）当該補助対象工事の完成写真
- （4）補助金交付請求書（補助金確定通知後）
- （5）通帳の写し（口座番号及び口座名義カナが確認できる部分の写し）
- （6）その他必要と認める書類

6. 実績報告書等提出期限

設置工事終了後30日以内または当該年度の3月第1金曜日までに提出

【問い合わせ先】みなかみ町役場 上下水道課 上下水道係

☎ 0278（25）5003 FAX 0278（20）2003